

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市中山町一〇一四番地一、最後の住所東京都新宿区百人町四丁目七番一四〇三三番地 被相続人 亡 川原 浩史
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一五号虎ノ門四〇Mビル二階 虎ノ門総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 朋
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県那珂川市大字市ノ瀬四〇九番地、最後の住所東京都日野市南平二丁目一九番地の三七 被相続人 亡 養原 英一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四 かつくり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 天辰 悠
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町西小磯二八七番地一〇、最後の住所神奈川県中郡大磯町西小磯二八七番地一〇 被相続人 亡 真壁 大三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

神奈川県平塚市錦町一五番一七号 K S 管理ビル一〇二 平塚錦町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野 広司
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区新戸二〇九〇番地一、最後の住所神奈川県相模原市南区新戸二〇九〇番地一 被相続人 亡 久野 真二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

神奈川県相模原市南区相模大野六丁目七番九号 サーティーフオー相模大野ビル五階五B ひばり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 眞木 康州
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市立野台三丁目五七五番地三、最後の住所神奈川県座間市立野台三丁目二七番六号 被相続人 亡 鈴木 敬司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日
神奈川県相模原市中央区相模原三丁目八番二六号サンライズビル四階 弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所相模原支所
相続財産清算人 弁護士 中野 直樹
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区西神奈川三丁目一七番地二二、最後の住所横浜市中区西神奈川六角橋四丁目一五番二八号コーポの二一〇一 被相続人 亡 平野 勝巳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日
神奈川県横浜市中区本町一四 プライムメゾン横濱日本大通三階
相続財産清算人 弁護士 徳田 暁
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市高尾台四丁目一七二番地、最後の住所金沢市清水三丁目二六二番地一 被相続人 亡 林 健一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

事務所金沢市小將町三番八号 相続財産清算人 弁護士 太田 圭一
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市千塚三丁目二〇九三番地、最後の住所山梨県甲府市千塚二丁目四番二八号サンハイツ西山三〇五 被相続人 亡 西山 昌
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日
山梨県甲府市中央一丁目一二番二二号マリアージュビル六〇二風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 又川 章
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡大野町大字五之里七七一七番地七、最後の住所岐阜県揖斐郡大野町大字五之里七七一七番地七 被相続人 亡 松田 元
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日
岐阜県大垣市歩行町二丁目五七番地一カ一ニ一ブレイス大垣ビル五階佐々木法律事務所 相続財産清算人 弁護士 佐々木啓太
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市岩村町一五〇八番地二、最後の住所岐阜県恵那市岩村町一五〇八番地一五 被相続人 亡 岡部 洋一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市石津港町一九番地五、最後の住所静岡県焼津市石津港町一三番地の一六 被相続人 亡 岡村 博幸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

静岡県静岡市葵区西草深町四番一三三号 栗原 孝明
原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 栗原 孝明
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市中央町五丁目三五番地一、最後の住所三重県桑名市大字江場六二一番地三七 被相続人 亡 林 勉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十五日

事務所三重県四日市市三栄町二一一一人見法律事務所
相続財産清算人 弁護士 人見 公友
相続債権者受遺者への請求申出の催告

第10期決算公告

2026年9月25日

東京都千代田区麹町六丁目6番2号
株式会社Rehab for JAPAN
代表取締役 大久保 亮

貸借対照表の要旨
(2026年5月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	837,417	負債	394,191
固定資産	27,102	流動負債	520,110
		固定負債	△60,842
		資本	100,000
		剰余金	658,111
		準備金	415,042
		その他資本剰余金	243,069
		利益剰余金	△818,953
		その他利益剰余金	△818,953
		(うち当期純損失)	(238,308)
		新株予約権	11,061
資産合計	864,520	負債・純資産合計	864,520